

平成 16 年 2 月 4 日

各 位

荒 川 化 学 工 業 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 末 村 長 弘
(コード番号 4968 東証・大証第一部)
問 合 せ 先 : 取 締 役 経 理 部 長 山 中 勝 之
T E L : 06 - 6209 - 8500 (代 表)

株式の売出しに関するお知らせ

平成 16 年 2 月 4 日開催の当社取締役会において、当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

[] 株式売出し (引受人の買取引受による売出し)

1. 売 出 株 式 数 当社普通株式 1,000,000 株
2. 売 出 価 格 未定 (平成 16 年 2 月 12 日 (木) から平成 16 年 2 月 18 日 (水) までのいずれかの日に決定される。)
3. 売出株式の所有者
及び売出株式数

株式会社みずほ銀行	298,000 株
住友信託銀行株式会社	250,000 株
株式会社三井住友銀行	104,000 株
荒川 彦二	100,000 株
エヌエヌ・ケミカル株式会社	100,000 株
株式会社東京三菱銀行	92,000 株
高橋 忍	56,000 株
4. 売 出 方 法 野村証券株式会社、UFJ つばさ証券株式会社、新光証券株式会社及び日興シティグループ証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
5. 申 込 期 間 売出価格決定日の翌営業日から売出価格決定日の 3 営業日後までを予定している。
6. 受 渡 期 日 売出価格決定日の 7 営業日後を予定している。
7. 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一金額とする。
8. 申 込 株 数 単 位 100 株
9. 前記各号については、平成 16 年 2 月 4 日に証券取引法による有価証券通知書を提出している。
10. 上記の売出価格、その他この株式売出しに必要な事項の決定については、代表取締役社長に一任する。

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書(および訂正事項分)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

[] 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに際し、同一条件で追加的に、その需要状況を勘案の上、野村証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式（借入れ株式）を対象として行う売出しであります。これに関連して、野村証券株式会社は、120,000株を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（グリーンシューオプション）を上記株主から付与される予定であります。グリーンシューオプションの行使期間は、下記受渡期日に始まり、下記申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）に終了する期間であります。また、野村証券株式会社は、下記申込期間の終了する日の翌日からグリーンシューオプションの行使期間の最終日の3営業日前までの間（シンジケートカバー取引期間）借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限（上限株数）とする当社普通株式の買付け（シンジケートカバー取引）を行うことがあります。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又は上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

1. 売 出 株 式 数 当社普通株式 上限 120,000株
なお、株式数は上限を示しており、売出価格決定日に、引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案の上、決定される。
2. 売 出 価 格 未定（売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
3. 売 出 人 野村証券株式会社
4. 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案の上、野村証券株式会社が当社株主より借入れる当社普通株式を自ら売出すものとする。
5. 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
6. 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
7. 申 込 証 拠 金 引受人の買取引受による売出しにおける申込証拠金と同一とする。
8. 申 込 株 数 単 位 100株
9. 前記各号については、平成16年2月4日に証券取引法による有価証券通知書を提出している。
10. 上記の売出価格、その他この株式売出しに必要な事項の決定については、代表取締役社長に一任する。

[ご参考]

売出しの目的

今般、上記売出しを実施することと致しましたが、これは当社株式の分布状況の改善と流動性の向上を目的としたものであります。

以 上

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（および訂正事項分）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。